

**「日本一の観光案内所」実現に向けた
観光ＤＸ推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

令和７年１１月
山形市

1 目的

山形市で事業を進めている「日本一の観光案内所」については、観光拠点及び情報拠点として整備し、観光関連の情報が集約され充実した情報発信及び提供ができる観光案内所となることを想定しており、本業務は案内所業務の高度化及び負荷軽減に向け、A I カメラ等のD Xツールを試験導入し、D Xツールの有効性や課題等を検証・分析するものである。

これらを踏まえ、「日本一の観光案内所」実現に向けた観光D X推進業務の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価して最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 概要

- (1) 業 務 名 「日本一の観光案内所」実現に向けた観光D X推進業務
- (2) 業務内容 「日本一の観光案内所」実現に向けた観光D X推進業務 仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月30日まで
- (4) 提案上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案を求めるもの

(1) 審査対象

- 業務遂行能力
取引実績、実施体制、業務理解度
- AI カメラの試験導入・設置に関する事項
機材・システム等、運用方法、信頼性（導入実績等）
- 応対内容の記録等ができる AI ツールの試験導入・設置に関する事項
機材・システム等、運用方法、信頼性（導入実績等）
- 検証、分析に関する事項
- 独自提案
- 提案全体に関する事項
事業費、業務計画

(2) 提案に求める条件

提案の内容は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ア 実施体制、スケジュール、収支計画等は実現可能なものとする。
- イ 法令、条例、市の計画等を遵守したものとする。
- ウ 宗教活動及び政治活動を目的としたものでないこと。

4 参加資格等

(1) 参加者の資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は複数の法人若しくは個人で構成されるグループ（以下「共同企業体等」という。）とし、単独の法人又はグループはそ

れぞれ、次に掲げる要件等を全て満たすこと。

①単独の法人での参加

- ア 過去３年以内に地方自治体及び団体、企業等に対する観光 DX 推進支援等の実績を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- エ 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 山形市契約規則（昭和３９年山形市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、契約の相手方となる者は委託契約を締結するまでの間に登録すること。
- カ 山形市契約規則第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、本市の指名停止期間中でないこと。
- キ 山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ケ 税の滞納がないこと。

② 「共同企業体等」での参加

「共同企業体等」で参加する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 共同企業体等を構成する事業者の中に、上記４(１)①アの参加資格要件を満たす法人が含まれていること。
- イ 共同企業体等を構成する全ての事業者が、上記４(１)①イ～ケの参加資格要件を満たしていること。
- ウ 代表企業が市との連絡窓口となり、契約の締結その他諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。
- エ 代表企業及び共同企業体等の構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。
- オ 同一の事業者が複数の共同企業体等の構成員を兼ねることはできない。
- カ 単独で参加する事業者は、他の共同企業体等の構成員となることはできない。

5 実施スケジュール

内容	日時
公募開始及び資料等の公表	令和7年11月21日（金）
実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和7年11月28日（金）午後1時まで
質問に対する回答	令和7年12月5日（金）午後5時まで
参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限	令和7年12月12日（金）午後5時まで
参加要件適格確認結果の通知	令和7年12月16日（火）
書類審査結果の通知（※書類審査を行う場合）	令和7年12月17日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年12月19日（金）
審査結果通知	令和7年12月下旬

※ 窓口で企画提案書等の提出をすることができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた午前9時から午後5時までの間に限る。

6 応募書類の配布

公表の日から令和7年12月12日（金）午後5時までの間に山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

※山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

7 実施要領及び仕様書等に関する質問

実施要領及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他当該公募型プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年11月21日（金）～28日（金）午後1時まで

(2) 質問方法

質問書（別記様式第1号）により電子メールで質問すること。

電子メールの件名は「【プロポーザル質問】「日本一の観光案内所」実現に向けた観光DX推進業務」とし、当該電子メールが受信されていることについて必ず電話で事務局に確認すること。

(3) 提出先

事務局（実施要領の15を参照）

(4) 回答方法

ア 回答日時 令和7年12月5日（金）午後5時まで

イ 回答方法 山形市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

8 参加申込、参加資格要件の適格性の確認及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年12月12日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（別記様式第 2 号）

イ 共同参加事業者構成表明書（別記様式第 3 号）

※ 共同企業体等で参加する場合のみ

ウ 会社概要書（別記様式第 4 号）

エ 業務実績書（別記様式第 5 号）

オ 誓約書（別記様式第 6 号）

カ 秘密保持誓約書（別記様式第 7 号）

キ 直近 3 ヶ月以内に発行された、次に掲げる税に未納がないことを証明する書類の原本

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 山形市に本社・支社がある者にあつては、法人市民税及び固定資産税

※ 共同企業体等で参加する場合は、ウ～キまでの書類を事業者ごとに作成して提出すること。

ク 企画提案提出書（様式第 8 号）

ケ 企画提案書（任意様式）

コ 経費見積書（別記様式第 9 号）

サ 経費内訳書（任意様式）

(4) 提出部数

ア～クは各 1 部、ケ～サは各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

※提案書類（正本・副本）のデータを入れた電子媒体（CD-R 等） 1 枚。

※ファイル形式は、元のファイル形式と PDF 形式の 2 形式で提出すること。

※副本は、審査の際に資料として使用するので、参加者を特定することができる記載（商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等）を一切しないこと。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

(5) 提出先 事務局（実施要領の 15 を参照）

(6) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和 7 年 12 月 16 日（火）までに当該参加申込者にその結果を通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加要件を有しない者については、本公募型プロポーザルへの参加を認めない。

(7) その他

ア 提出期限を経過した後は、企画提案書等の提出を受け付けない。

イ 受理した提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。

9 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 実施要領及び仕様書において市が求める要件を踏まえた上で、次の事項について記載すること。

① 業務遂行能力に関する事項（取引実績、実施体制、業務理解度）

- ② AI カメラの試験導入・設置に関する事項（機材・システム等、運用方法、信頼性（導入実績等））
- ③ 対応内容の記録等ができる AI ツールの試験導入・設置に関する事項（機材・システム等、運用方法、信頼性（導入実績等））
- ④ 検証、分析に関する事項
- ⑤ 独自提案
- ⑥ 提案全体に関する事項（事業費、業務計画）
- (イ) 専門知識を有しない者にも理解することができるよう配慮し、図表、写真、イラスト等を用いて分かりやすい資料とすること。
- (ウ) 造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (エ) 企画提案書の用紙規格は A 4 用紙とし、ページ番号を付与すること。
- (オ) ホチキス等で綴じないでダブルクリップ等で留めること。
- (カ) ファイル形式は問わない。
- イ 経費見積書（別記様式第 9 号）
本業務に係る一切の経費について記載すること。
- ウ 経費内訳書（任意様式）
作業項目ごとの費用及び算出根拠を示すこと。

10 企画提案書に対する質問

企画提案書に対する質問企画提案書の内容について、市が参加者に問い合わせをしたときは、当該問い合わせを受けた参加者は、速やかに市に回答するものとする。

11 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、「日本一の観光案内所」実現に向けた観光DX推進業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約の候補者を選定する。なお審査委員は 3 名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらがわかるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) 書類審査

参加者が 6 名以上の場合には、プレゼンテーションに参加できる者（5 者程度）の選考を目的とし、別表「評価基準表」に基づき、審査委員による書類審査を実施する。

書類審査の結果は、令和 7 年 12 月 17 日（水）までに全ての参加者に対して電子メールにより通知する。

(4) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局から電子メールにより通知する。

イ 実施方法

- (ア) 参加できる人数は4名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。参加者は社員証を携帯すること。
- (イ) 持ち時間は15分～30分以内（説明10分～20分、質疑応答5分～10分）を予定し、詳細はプレゼンテーションの会場及び実施時間とあわせて通知する。
- (ウ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- (エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、市で用意する。接続はHDMIケーブルを可能とする。
- (オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。
- (カ) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表「評価基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(6) 選定方法

- ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点の候補者として選定する。
- イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、別紙3の「3 応対内容の記録等ができるA I ツールの試験導入・設置」の評価点が高い者を上位とする。
- ウ 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、当該公募型プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。
- エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(7) 審査結果

優先交渉権者を決定したときは、令和7年12月下旬頃まで全ての参加者に対して書面により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはできない。

(8) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項を山形市公式ホームページに掲載する。審査の内容に関する問い合わせには、一切応じない。

ア 業務名

イ 公募型プロポーザル審査委員会の開催日

ウ 審査委員会委員の名簿

エ 提案事業者数

オ 優先交渉権者（名称、所在地及び構成）

カ 審査結果

キ 次点の候補者の有無

12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が5,000,000円を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員に対し、本公募型プロポーザルに係る業務に関して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの
- キ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別様式第10号）を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標特権をいう。）その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものとする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提案者が負うものとする。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

複数の企画提案の提出はできない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本公募型プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情

報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書（任意様式）により当該部分及び理由を申し出ることができる。

ウ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

1 3 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本業務についての協議を行い、仕様の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点の候補者と契約締結に向けて仕様の内容について協議を開始するものとする。

ウ 業務に係る成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。

(ア) 著作物の引渡しの時において、当該著作物に係る著作権を山形市に無償で譲渡すること。

(イ) 著作者人格権を行使しないこと。

(2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとする。

1 4 契約結果の公表

(1) 契約の候補者と契約した後、当該契約の締結について次の事項を市公式ホームページに掲載して公表する。

ア 業務名

イ 契約締結日

ウ 契約の相手方

エ 契約金額

オ 契約期間

カ その他必要な事項

(2) 公表する期間

公表した日からその公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まで

15 事務局（提出先・問い合わせ先）

山形市商工観光部日本一の観光案内所整備室

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

TEL：023-641-1212（内線425）

E-mail：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp